

大田市告示第164号

大田市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成27年大田市告示第143号）の一部を次のように改正する。

令和4年10月6日

大田市長 楫野弘和

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

事業費区分	補助金交付の対象の事業内容	基準額	対象経費
放課後児童健全育成事業費	平成27年5月21日付け雇児発0521第8号「放課後児童健全育成事業実施要綱」（以下「国事業実施要綱」という。）に規定する放課後児童健全育成事業	<p>(1) 年間開所日数250日以上 of 放課後児童健全育成事業所運営事業</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(ア) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 2,554,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数)×29,000円</p> <p>(イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 4,676,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数)×26,000円</p> <p>(ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,676,000円</p> <p>(エ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 4,676,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人)×67,000円</p> <p>(オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円</p> <p>イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額） (年間開所日数－250日)×19,000円(1日8時間以上開所する場合)</p>	国事業実施要綱に規定する放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）

		<p>ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×19,000円</p> <p>エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） （ア） 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合） 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×407,000円 （イ） 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間×183,000円</p> <p>(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア 基本額（1支援の単位当たり年額） （ア） 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 3,071,000円 （イ） 構成する児童の数が1～19人の施設 1,726,000円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×19,000円</p> <p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×407,000円</p> <p>※構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山間部、漁業集落、へき地、離島で実施している場合 ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合 	
放課後	国事業実施	(1) 放課後児童クラブ設置促進事業	国事業実施要

<p>子ども 環境整備事業 費</p>	<p>要綱に規定する放課後児童健全育成事業</p>	<p>ア 国事業実施要綱別添2の3(1)③に定める事業を実施する場合 13,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費（礼金及び賃借料（開所前月分）。以下本項目において同じ。）を含まない場合（アを除く） 12,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 12,600,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業</p> <p>ア 国事業実施要綱別添2の3(2) ③及び④に定める事業を実施する場合</p> <p>(ア) 小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合 2,000,000円</p> <p>(イ) 幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費を含まない場合（アを除く） 1,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 1,600,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000,000円</p> <p>(4) 倉庫設備整備事業 3,000,000円</p> <p>※金額は、1事業所当たり年額である。</p> <p>※開所準備経費については令和4年度中に支払われたものに限る。</p>	<p>綱に規定する放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費</p>
<p>放課後児童クラブ支援事業費</p>	<p>国事業実施要綱に規定する放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年額）</p>	<p>(1) 障害児受入推進事業 1,956,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ運営支援事業</p> <p>ア 賃借料補助 3,066,000円</p> <p>イ 移転関連費用補助 2,500,000円</p> <p>ウ 土地借料補助 6,100,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業 507,000円</p> <p>※(2)のイ及びウを除き事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に</p>	<p>国事業実施要綱に規定する放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費</p>

		満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	
--	--	--	--

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

事業費区分	補助金交付の対象の事業内容	基準額	対象経費
放課後児童支援員等処遇改善等事業費	国事業実施要綱に規定する放課後児童支援員等処遇改善等事業（1支援の単位当たり年額）	(1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 1,678,000円 (2) (1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 3,158,000円 ※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	放課後児童支援員等処遇改善等事業費を実施するために必要な給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）賃金委託料及び補助金
障害児受入強化推進事業費	国事業実施要綱に規定する障害児受入強化推進事業（1支援の単位当たり年額）	(1) 障害児を3以上受け入れる場合 ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 1,956,000円 イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合 （ア）職員を1人配置 1,956,000円 （イ）職員を2人以上配置 3,912,000円 ウ 障害児を9人以上受け入れる場合 （ア）職員を1人配置 1,956,000円 （イ）職員を2人配置 3,912,000円 （ウ）職員を3人以上配置 5,868,000円	障害児受入強化推進事業に必要な経費

		<p>(2) 医療的ケア児を受け入れる場合</p> <p>ア 看護職員等を配置 4,061,000円</p> <p>イ 看護職員等が送迎支援等を実施 1,353,000円</p> <p>※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	
小規模放課後児童クラブ支援事業費	国事業実施要綱に規定する小規模放課後児童クラブ支援事業	<p>1支援の単位当たり年額 608,000円</p> <p>※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業費	国事業実施要綱に規定する放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業	<p>要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置</p> <p>1事業所当たり年額 1,295,000円</p> <p>※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業の実施に必要な経費
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業費	国事業実施要綱に規定する放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	<p>遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用を補助</p> <p>1支援の単位当たり年額 1,444,000円</p> <p>※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	放課後児童クラブ育成支援体制強化事業の実施に必要な経費
放課後児童ク	国事業実施要綱に規定	放課後児童クラブが第三者評価機関による評価を受審するため必要となる費用を補助	放課後児童クラブ第三者評

ラブ第 三者評 価受審 推進事 業費	する放課後 児童クラブ 第三者評価 受審推進事 業	1事業所当たり年額 300,000円	価受審推進事 業の実施に必 要な経費
--------------------------------	---------------------------------------	--------------------	--------------------------

附 則

この告示は、令和4年10月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。